

広島市障害者差別解消推進条例の 見直し検討について

◎障害者差別解消法の改正法の施行に向けた動き

【国の動向】

令和3年6月に、事業者の合理的配慮の提供の義務化等を規定した改正法を公布（公布後3年以内に施行）。

令和4年4月に、障害者政策委員会において、基本方針の改定案を審議。

【本市の状況】

令和2年10月に、「広島市障害者差別解消推進条例」を施行。

※条例施行後の差別解消に向けた主な取組は、資料1を参照。

⇒本市条例では、事業者による合理的配慮の提供は**努力義務**。

⇒見直しに当たっては、本市における現状を把握するため、
障害当事者や事業者の意見等の集約を図るとともに、
市民や事業者の理解を深めながら検討を進める。

◎国の障害を理由とする差別の解消の推進に関する 基本方針改定案

（１）主な内容（事例等の新設）（資料4-2）

【不当な差別的取扱い】

「正当な理由」の判断の視点について、どのように考えるか、**判断基準や具体例が追記**され、行政機関等及び事業者と障害者の双方においても相互理解に向けた一層の姿勢を持つことが望まれる旨が示された。

【合理的配慮の提供】

合理的配慮の判断基準や事例について、**提供義務違反に該当する事例、反しない事例のほか、「合理的配慮の提供」と「環境整備」との関係が示された。**また、行政機関等及び事業者と障害者の双方が建設的対話による相互理解を通じて、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討する旨が示された。

◎国の障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針改定案

（２）-1 環境の整備と合理的配慮の提供の基本的な考え方

・環境の整備

法において「環境の整備」（主にハード面の整備）については、合理的配慮の提供とは別で規定（不特定多数に向けた（意思の表明に基づくものではない）**事前的改善措置※**であり、**行政機関等及び事業者とも努力義務**である。）とされている。

※バリアフリー法に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意志表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者などの人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上など。また、環境の整備には、ハード面だけではなく、職員に対するソフト面の対応（職員・社員を対象とした研修やマニュアルの整備など）も含まれる。

・合理的配慮の提供

環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置。

→ 各場面における「環境の整備」の状況により、「合理的配慮」の提供の内容が異なることとなる。

◎国の障害を理由とする差別の解消の推進に関する 基本方針改定案

（２）－２ 環境の整備と合理的配慮の提供の関係

障害者差別の解消のための取組は、環境の整備と合理的配慮の提供を両輪として進められることが重要。

⇒合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合や障害者との関係性が長期にわたる場合は、その都度、合理的配慮を提供するよりも「環境の整備」を行うことが効果的である。

（例示）

- ・不特定多数の障害者が利用することを想定し、あらかじめ携帯スロープを購入した上で（環境の整備）、車椅子利用者から出入口の段差を乗り越えるための支援を求められた場合に、段差に携帯スロープをかける（合理的配慮の提供）。

- ・視覚障害者から申込書類への代筆を求められた場合に、本人の意向を確認しながら店員が代筆する（合理的配慮の提供）とともに、以後、他の障害者から同様の申出があった場合に円滑に対応できるよう、申込手続における適切な代筆の仕方について店員研修を行う（環境の整備）。

◎国の障害を理由とする差別の解消の推進に関する 基本方針改定案

（３）相談及び紛争の防止等のための体制の整備

障害者や事業者等からの相談等に的確に応じ、窓口ごとに対応にばらつきが生じることのないよう、相談対応の基本的なプロセスの示された。丁寧な事実確認を行い、障害者の性別、年齢、状態等に配慮し、建設的対話による相互理解を通じて、解決を図ることが望ましいとされている。

【相談対応のプロセスの例】

- 相談者からの情報収集（事実確認）
- 関係者における情報共有、対応方針の検討
- 相手方からの情報収集（事実確認）
- 関係者における情報共有、事案の評価分析、対応方針の検討
- 相談者と相手方との調整、話し合いの場の設定

公正中立な立場から相談対応を行えるよう、対応する人材の確保・育成が重要。必要な研修の実施等を通じて、相談対応を行う人材の専門性向上、相談対応業務の質向上が求められる。

◎改正法施行を見据えた検討事項の経過

(1) 事業者による合理的配慮の法的義務化を見据えた施策の推進

ア 事業者への周知・啓発を進める施策のより一層の推進

(現在の取組) みんなのお店ひろしま宣言制度 (R4.6 末現在 9 店舗)

イ 差別解消や合理的配慮の提供に係る取組事例の収集等に基づく分かりやすい公表

相談事列表の改良・・・【資料2-2】

(2) 差別相談に対応する体制の強化と人材の育成

ア 地域の相談対応力の向上

(現在の取組) 広島市障害者110番事業の拡充

R4.5 月 理事会等を通じて、全民生委員・児童委員へ情報提供

イ 事業者の相談に対応できる体制づくりの検討

条例で義務化している先行自治体等における相談対応状況の情報収集等を行い、体制づくりについて検討する

(民間事業者が検索しやすい事例の公表手法や相談に応じる体制づくりが必要)

◎他都市の体制

・東京都（条例で義務化）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、視覚障害者がソーシャルディスタンスを適切に取れるような誘導や、マスクを着用した会話の際の聴覚障害者への配慮など、コロナ禍での新しい日常を踏まえた障害者への合理的配慮の提供事例集を作成中。

・新潟市（条例で義務化）

条例制定時に、事業者向けの対応指針を作成。

・京都府及び京都市（京都府の条例で努力義務）

相談事例の紹介等により、障害当事者、支援者、事業者等の手引きとして利用してもらうことを目的として、京都府・京都市共同で「障害を理由とする差別の解消のための事例集」を作成。

・さいたま市（「差別」の定義の一部領域で「合理的配慮をしないこと」が含まれる）

合理的配慮の提供を促進することを目的として、事業者が行う合理的配慮の提供に要する費用の一部を補助する補助金の制度を令和6年3月31日までを期限に実施。

◎条例の見直しに向けたスケジュール

◎令和4年度

8～1月…障害者福祉等に関するアンケート実施と集計・分析

10～3月…団体等との意見交換会等、改正素案の検討

◎令和5年度

改正案の検討

※適宜、改正案の検討を進めるに当たり、本協議会で（場合によっては個別に）各委員からの意見を聴取。

※障害者団体等の様々な立場の当事者との意見交換会の開催、みんなのお店ひろしま宣言制度の周知及び合理的配慮の提供事例の収集や相談体制の整備（広島市障害者110番）

※事業者に、「合理的配慮事項の理解」等についてのアンケート等の実施を検討する。